

回答書

令和6年5月24日
農林水産部水産局水産振興課

令和6年5月17日付け及び5年22日付けの質問書について、下記のとおり回答します。

記

質問及び回答

- 1 賃貸借開始日である2月1日(土)に納車とございますが、翌週の平日でもよろしいでしょうか。

車両登録日同日に納車を行うことができません。また、本件は複数台ある為、登録から納車まで数日期间をいただきますがよろしいでしょうか。

回答 仕様書6のとおり、賃貸借開始日にリース車両を納車できない場合は、代車の提供等により開始日から車両の使用ができる体制を整えていただきます。

なお、代車の提供等のために別途料金が発生する場合は、その分の料金を入札価格に含め入札してください。

- 2 2月3日(月)に納車を行うには1月31日(金)までに車両登録が必要となり、リース料は1月分より発生致します。1月31日登録の場合、5年後の車検満了は令和12年1月30日となります。一方、2月3日に車両登録を行い速やかに納車した場合は、リース料は2月分が発生し、5年後の車検満了は令和12年2月2日となります。どちらを希望されますか。

回答 賃貸借期間は令和7年2月1日から令和12年1月31日までとなりますので、賃貸借料は2月分からとなります。

また、賃貸借期間内のリース車両に必要な車検整備等のメンテナンス内容は、仕様書5(4)のとおりとなり、その分の料金を入札価格に含め入札してください。

なお、1月に登録した場合は令和12年1月に車検が満了するものと思われませんが、その場合は再度車検整備を行うか、又は契約期間満了の1月31日まで代車を提供する等の対応によりリース終了日まで車両の使用ができる体制を整えていただくこととなります。

- 3 長期継続契約において、予算削除または減額があった場合、受注者に損害が生じたときは、損害請求に関して協議可能ですか。

回答 契約書(案)第10条及び第18条の規定により、協議は可能です。

- 4 メーカー瑕疵や天災を起因とする納期遅延は遅延違約金の対象外とし、納車期限に関して協議可能ですか。

また、その場合は代車提供について受注者は行わないものとする認識でよろしい

でしょうか。

回答 メーカー瑕疵や天災等は様々な場合が想定され、本回答書のみで全ての事例についてお答えすることは難しいものと認識しています。このため、契約書(案)第19条の規定に従い、この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めることとしています。

ご質問にある納車期限及び代車提供についても協議により定めることとなるものと思われま

5 上記について、代車を用意する場合、費用負担は発注者という認識でよろしいでしょうか。

回答 代車の提供のための費用負担についても協議により定めることとなるものと思われま

6 現在加入している任意保険の内容が確認できるもの、又は保険証券の開示をお願い致します。

回答 本契約に必要な保険については、仕様書5(2)のとおりです。

7 賃貸借契約書案の開示をお願い致します。

賃貸借期間満了後について、延長契約の予定はございますか。

又は、「〇年〇万キロ以上」のように入替基準はございますか。

回答 賃貸借契約書案については、入札説明書と同様に当課ホームページ(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/sshinko/ippan.html>)に公開しています。また、仕様書6のとおり、再リースは行わないものとしています。

8 納車の際、車両について説明可能なディーラー立ち合いがある場合、リース会社の立ち合いは不要でしょうか。

回答 納車に際しては、原則として受注者が立ち会うものと考えますが、契約内容を把握し、車両の装備、仕様に関して、発注者からの質問等に受注者と同等の対応が可能である場合は不要とします。

9 別紙1仕様書5(1) その他の装備・仕様等ーソ

パンク修理キットの代わりにスペアタイヤでも可能でしょうか。

回答 車両の居室や荷室の通常の利用を妨げない範囲でスペアタイヤを登載できるのであれば、パンク修理キットの代わりにスペアタイヤを装備することとしても構いません。

10 別紙1仕様書5(2) 任意保険ーイ

対物の免責額はいくらになりますか。

回答 免責額は設定していません。